

一般社団法人日本結核・非結核性抗酸菌症学会
代議員・役員（理事・監事）・委員の任期に関する細則

1. 代議員の任期は、選任の4年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。（定款第5条7）
但し、代議員選任から2年後の定時社員総会までに満65歳になる者の任期は、その定時社員総会終結のときまでとする。
2. 役員（理事・監事）の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例社員総会の終結時までとする。（定款第25条）
（代議員・理事の選任後満65歳となっても選任後2年間は代議員・理事資格がある。）
3. 代議員・理事の選任後に満65歳となる者は、選任後2年後の定時社員総会終結のときまでその資格を有する。この場合、任期を終了する社員総会終結時から次期代議員選挙までの2年間は、前回の選挙において決められていた各支部の補欠者が繰り上げ当選となり代議員に就任する。（定款第5条8）
4. 役員（理事・監事）は社員総会の決議によって選任されるため（定款第22条→第21条）、代議員選挙終了時ではなく定例社員総会終了時までを任期とする。委員会委員についてもこれに準ずる。但し、ガイドライン統括委員会および記念誌編纂委員会等、特定の刊行物に関わる委員会委員の任期は当該版の発刊日までとする。
5. 支部長、委員会委員長は代議員任期にかかわらず、社員総会に出席して活動報告をする。
6. 委員会委員長は必要に応じてオブザーバー（就任時70歳未満の会員、委員会の定数に含めない）として、若干名を推薦することができる。（各種委員会規程第1条3）
（オブザーバーについては代議員資格は問わないが、委員会における議決権は有さない。）

2021年6月17日一部改定